

訪問介護重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

1、事業の目的と運営方針

要介護・要支援状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業者の内容

(1)提供できるサービスの地域

事業所名	ヘルパーステーション ケアーズあさひ
指定番号	0871600607
所在地	笠間市旭町469番1
電話番号	0296(71)3555
FAX 番号	0296(71)3556
サービスを提供する地域	笠間市、水戸市、小美玉市、茨城町、城里町
同一法人内別介護事業	地域密着型通所介護

(2)事業所の従業者体制

	職務の内容	資格	常勤	非常勤	専任 兼務	計
管理者	業務の一元的な管理	介護支援専門員	1名	名		1名
サービス提供責任者	サービス提供の管理	介護福祉士	名	名		名
		実務者研修	名	名		
訪問介護員等	訪問介護の提供	介護福祉士	名	名		名
		実務者研修	名	名		
		ヘルパー2級	名	名		
		初任者研修	名	名		

(3)サービス提供時間

営 業 日 日曜日から土曜日

営業時間 午前 8 時 30 分～午後 6 時 00 分

3、サービスの内容

(1)身体介護

①食事介助

配膳から下膳まで含め、食事の介助、見守りを行います。

②入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。

③排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

④清拭

身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。

⑤体位変換

褥瘡の防止のために、一日何回か体位交換を行なう際の介助を行います。

⑥着脱介助

できる事はご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。

⑦整容介助

整髪、美容、爪切りなどを行います。

(2)生活援助

①買い物

日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分に注意し、確認を得ながら行います。利用者宅から買い物に出かけることが原則です。

②調理

食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。

③掃除

利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行います。

④洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行います。

⑤寝具の管理

布団干し、シーツの交換等を行います。

※同居家族がいる場合、生活援助はできません。

(3)その他サービス

介護相談 等

4、利用者負担金の支払

事業所は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求します。
利用者負担金は翌月末日までに次の方法でお支払いいただきます。

- ① 金融機関による口座振替
- ② 現金による支払い

5、サービスの利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者に一報下さい。
- ②事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6、非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じます。

7、緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

* 緊急の場合は下記の連絡先に連絡をとります。

<主治医>

医療機関名 かかりつけ医療機関
主治医氏名 かかりつけ主治医
連 絡 先 かかりつけ医療機関
緊急時 希望医療機関

<ご家族>

氏 名(続柄)
連 絡 先

<居宅支援>

事 業 所
ケアマネジャー
連 絡 先

8、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9、守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10、利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12、苦情相談窓口

①当社相談・苦情担当

担当者：中嶋 一成
電 話：0296(71)3555

②その他苦情・相談

公的機関において、次の機関に苦情申し出ができます。

○笠間市：笠間市役所 高齢福祉課
電 話：0296(72)1101

○茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室
電 話：029(301)1565

13、損害賠償について

サービス提供時において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務の違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

14、提供するサービスの第三者評価の実施状況について

(1) 【 あり ・ ☐ なし ☒ 】

(2) 直近の実施年月日 平成 年 月 日

(3) 実施した評価機関の名称 _____

(4) 評価結果の開示状況 _____

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明交付しました。

<事業者>

所 在 地 笠間市旭町469番1

事業所名 ヘルパーステーション ケアーズあさひ(指定番号0871600607)

説 明 者 法人取締役 中嶋 一成 印

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名

<利用者代理人>

住所

氏名

続柄